

さいたま市民栄誉賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市民栄誉賞表彰規則（平成15年規則第33号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民栄誉賞受賞者台帳)

第2条 市長は、さいたま市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）の受賞者を選定したときは、さいたま市民栄誉賞受賞者台帳（様式第1号）に登録する。

(選考会議)

第3条 市長は、規則第2条の規定に基づき、必要に応じて指名する者の意見を聴くため、さいたま市民栄誉賞選考会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

- 2 会議の座長は、市長が務める。
- 3 会議の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

附 則

この要綱は、平成15年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。